

議案第21号

つくば市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年2月15日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例

つくば市敬老祝金給付条例（平成17年つくば市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第1項中「次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める」を「次に掲げるものに」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 当該年の4月1日から翌年の3月31日までに77歳、88歳又は100歳の誕生日が到来する者
- (2) 当該年の8月1日において101歳以上である者（同年8月2日から翌年の3月31日までに101歳の誕生日が到来する者を含む。以下同じ。）

第3条第2項中「一般敬老祝金及び特別敬老祝金」を「敬老祝金」に改め、同条を第2条とする。

第4条第1項を次のように改める。

敬老祝金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とす

る。

- (1) 77歳の誕生日が到来する者 3,000円
- (2) 88歳の誕生日が到来する者 10,000円
- (3) 100歳の誕生日が到来する者 30,000円
- (4) 101歳以上である者 20,000円

第4条第2項を削り、同条を第3条とする。

第5条を第4条とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

超高齢社会の進展による対象者の急増に伴い、財政負担の増加が見込まれることから、対象者を見直すため、この条例案を提出するものである。

つくば市敬老祝金給付条例（平成17年つくば市条例第22号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略）</p> <p>（敬老祝金の給付）</p> <p><u>第2条</u> つくば市は、毎年9月に、当該年の8月1日において引き続き1年以上、つくば市に居住し、かつ、つくば市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民基本台帳に記録されている者で次に掲げるものに <u>敬老祝金を給付する。</u></p> <p><u>(1) 当該年の4月1日から翌年の3月31日までに77歳、88歳又は100歳の誕生日が到来する者</u></p> <p><u>(2) 当該年の8月1日において101歳以上である者（同年8月2日から翌年の3月31日までに101歳の誕生日が到来する者を含む。以下同じ。）</u></p> <p>2 <u>敬老祝金</u>は、現金に代えてそれぞれ次条に規定する額相当の商品券を給付することができる。</p> <p>（敬老祝金の額）</p> <p><u>第3条</u> 敬老祝金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 77歳の誕生日が到来する者 3,000円</u></p> <p><u>(2) 88歳の誕生日が到来する者 10,000円</u></p>	<p>第1条（略）</p> <p><u>（敬老祝金の種類）</u></p> <p><u>第2条</u> 敬老祝金の種類は、一般敬老祝金及び特別敬老祝金とする。</p> <p>（敬老祝金の給付）</p> <p><u>第3条</u> つくば市は、毎年9月に、当該年の8月1日において引き続き1年以上、つくば市に居住し、かつ、つくば市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民基本台帳に記録されている者で次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める敬老祝金を給付する。</p> <p><u>(1) 当該年の8月1日において75歳以上である者（同年8月2日から翌年の3月31日までに75歳の誕生日が到来する者を含み、次号に掲げる者を除く。） 一般敬老祝金</u></p> <p><u>(2) 当該年の4月1日から翌年の3月31日までに88歳若しくは100歳の誕生日が到来する者又は当該年の8月1日において101歳以上である者（同年8月2日から翌年の3月31日までに101歳の誕生日が到来する者を含む。以下同じ。） 特別敬老祝金</u></p> <p>2 <u>一般敬老祝金及び特別敬老祝金</u>は、現金に代えてそれぞれ次条に規定する額相当の商品券を給付することができる。</p> <p>（敬老祝金の額）</p> <p><u>第4条</u> <u>一般敬老祝金の額は、3,000円とする。</u></p>

(3) 100歳の誕生日が到来する者 30,000円

(4) 101歳以上である者 20,000円

第4条 (略)

附則 (略)

2 特別敬老祝金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 88歳の誕生日が到来する者 10,000円

(2) 100歳の誕生日が到来する者 30,000円

(3) 101歳以上である者 20,000円

第5条 (略)

附則 (略)